

大船渡市復興推進計画

平成 29 年 1 月 5 日

岩手県大船渡市

1 計画の区域

大船渡市全域

2 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生したマグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震と大津波は、東日本沿岸地域に甚大な被害をもたらし、本市においても、死者・行方不明者をあわせた人的被害は 419 人、建物被害は 5,582 世帯（全壊：2,791、大規模半壊：430、半壊：717、一部損壊：1,644）、産業・公共施設を含む物的被害額が約 1,077 億円に上り、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業につき商品販売額が震災前比 28% 減少を余儀なくされる等、産業機能が著しく低下し、地域経済に甚大な被害が生じた。

このような中、本市としては、地域経済の再建に向けて地場産業の活力を生かした産業・経済の活性化と雇用の維持・創出が急務であることから、中核的産業を担う立地企業の体力強化に資する支援を実施することにより、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市での雇用継続及び新規雇用創出を図るため、本市の中核的産業である建築材料、鉱物・金属材料等卸売業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する橋爪商事株式会社（以下「対象事業者」という。）が、大船渡市大船渡町において、本社工屋及び建材保管施設の建設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における建築材料、鉱物・金属材料等卸売業は、本市の卸売、小売業において商品販売額で第 1 位の中核的な産業であり、本事業は、本市における建築材料、鉱物・金属材料等卸売業の商品販売額の約 68% を占める対象事業者により実施されるものであり、3 名の新規雇用が創出される。

したがって、本事業の実施による経済効果及び雇用効果は大きく、計画の目標に掲げた「地域経済の活性化と雇用機会の創出」を図るために必要かつ有効な事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行、株式会社岩手銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本市では、「大船渡市復興計画」において、「商業の早期再建」、「地域資源や地場産業の活力を生かした産業・経済の活性化」等を施策として掲げ、既存企業の再生や地場産業の連携、新たな分野での起業等に向けた支援に取り組んでいる。

このような中、対象事業者の実施する本社社屋及び建材保管施設への設備投資は、商品卸売の効率化や商品の安定供給を実現することにより地域経済の活性化と3名の新規雇用を創出するものである。

このように、対象事業者が本社社屋及び建材保管施設を整備する事業は、計画の目標にある「地域経済の活性化と雇用機会の創出を図る」ために必要かつ有効な事業であるとともに、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

6 その他

当該計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、大船渡市、大船渡商工会議所、株式会社日本政策投資銀行、株式会社岩手銀行、対象事業者を構成員とする大船渡市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。